## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	市民文化部 市民協働課
	認可等名	徳島市上八万コミュニティセンターの利用料金の減免
根	拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根	拠 条 項	第9条
連	絡 先	上八万コミュニティ協議会 (電話 668-6392 )
審查基準	基準	徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。 【その他】 別紙のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(令和 6年 3月 1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

		別紙 1 国・県・市の行政関係、上八万まちづくり協議会の行う行事、別表1の団体が利用する場合は、利用料金を無料とする。 2 上八万町民が半数以上しめる会、または会長・副会長が上八万町民である場合、別表2の団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。 3 学童保育クラブが利用する場合は、利用料金を1/4とする。
		【別表1】 上八万地区社会福祉協議会 上八万地区民生委員会 独居老人給食サービス上八万地区町内会連合会 上八万自治会 上八万環境保全協議会上八万体育協会 上八万スポーツ少年団上八万人権教育・啓発推進協議会上八万公民館 運営委員会 成人式 敬老会 高齢者教室 婦人学級婦人ボランティア
		上八万長寿会 水利組合 上八万婦人会 婦人防犯 更生保護婦人会 上八万消防団 婦人防火クラブ 上八万防犯協会 防犯協助員 青少年補導員 上八万交通安全協会 青少年健全育成協議会 上八万幼稚園 上八万小学校 上八万中学校 各幼・小・中の出張PTA等(PTA各部会は除く) 上八万ふるさと会 上八万文化起こし委員会
審査基準	基準	上八万児童館 【別表2】 体育協会の部会 スポーツ少年団の部会 各PTAの部会
基準	本	各町内会の子供会クリスマス会等